厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業) 分担研究報告書

困難事例の分析 (課題の明確化)

(山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座) 研究代表者 山縣 然太朗

研究分担者 田宮 菜奈子 (筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野)

研究分担者 武藤 香織 (東京大学医科学研究所 公共政策研究分野)

研究分担者 橋本 有生 (早稲田大学法学学術院)

研究協力者 秋山 有佳 (山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座)

研究協力者 山﨑 さやか (健康科学大学 看護学部)

本研究は令和元年に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関 するガイドライン(以下ガイドライン)」を発出して1年が経過した時点での身寄りがない人への 対応の実態、ガイドライン活用状況や活用状況を踏まえた改善を検討することを目的とした。「ガ イドライン」に補足する事項を明確にするために、アンケート調査で得られた困難事例から「ガ イドライン」では対応できない課題を分析した。困難事例を分析した結果、「身寄りのない人」の 家族関係や、何らかの理由で制度やサービスが利用できない時の代理行為の法的解釈や、患者情 報がない中の医療の倫理的な判断方法が、「ガイドライン」では対応できない課題として抽出され た。

A. 研究目的

「ガイドライン」に補足する事項を明確に (1) 医療機関からの報告事例:資料 P するために、アンケート調査で得られた困難 137-141. 事例から「ガイドライン」では対応できない (2)自治体からの報告事例: 資料 P142-144. 課題を分析することを目的とした。

B. 研究方法

アンケート調査で得られた困難事例を類似 性に基づき集約した。困難事例の代表的なス 資料 P148. トーリーラインを作成し、「ガイドライン」で は対応できない課題を抽出した。

(倫理面的配慮)

調査は山梨大学医学部倫理委員会の承認 (2281) を得た。

C. 研究結果

1. 分析結果

困難事例の分析結果は以下に示す。

- (3) 社会福祉協議会・日本介護支援専門員 協会・日本相談支援専門員協会からの報告事 例:資料 P145-147
- (4)困難事例の代表的なストーリーライン:

2. 結果の概要

【事例の特徴】

- ○男性が多い
- ○60 歳代~80 歳代が多い
- ○がん、認知症、脳梗塞、骨折が多い
- ○身寄りなしの家族背景は多様である
- ○入院に至る過程としては、救急搬送やがん

末期の疼痛コントロールや看取り

【課題となったこと】

- ○入院、入所時に身元保証を求められた
- ○家族やキーパーソンと連絡が取れなくなったり、関わりを拒否されたりした時の対応
- ○必要と思われる医療や介護、権利擁護サービスを本人が拒否した場合の対応
- ○患者背景が不明な時の意思の推量
- ○入院に必要な物品の準備や洗濯等の身の 回りの世話
- ○本人が金融機関でお金をおろせない時の 対応
- ○入院中の家賃、光熱費等の支払い
- ○入院中または死亡した時の自宅の引き払いや財産処分(家、車、現金、携帯電話等)
- ○成年後見制度利用の検討中の対応
- ○余命数か月での成年後見制度申請
- ○サービス・制度(生活保護や成年後見制度) 対象外の患者の対応
- ○居住地と病院のある自治体が異なる時の 対応
- ○葬儀や納骨

【困難事例のストーリーライン】

全ての困難事例を類似性に基づき集約し、 困難事例の代表的なストーリーラインを作成した。

【患者背景】

- ✓ 社会との関わりが希薄、または社会との 関わりにトラブルを抱えている
- ✓ 家族関係が希薄、または家族関係にトラブルを抱えている

【入院せざる得ない状況】

- ✓ 事故や急病により救急搬送される
- ✓ がん末期で疼痛コントロールや看取り が必要となる

【医療や介護、権利擁護のサービスを利用できない状況】

✓ 疾病の治療や QOL の維持・向上のために医療や介護、権利擁護のサービスが必要だが本人が拒否、または制度やサービスを利用できない状況がある

【代理行為で対応】

✓ 何らかの理由で公的な制度やサービス を利用できない場合、医療従事者が代理 行為を実施することになる(特に医療費 の支払いや預貯金の管理)

【公的な制度やサービスでは対応できない ことへの対応】

✓ 入院に必要な物品の準備や洗濯等の身の回りの世話等の公的な制度やサービスでは対応できないことが生じる

【本人の意思が推定できない】

✓ 患者背景が不明なため、本人の意思を推 定する情報がなく、医療・ケアチームに よる医療の決定が困難

D. 考察

困難事例のストーリーラインから、「ガイド ライン」では対応できない課題を考察した。

- ▶ 家族と疎遠、家族と不仲等が理由で家族 からの支援が得られない場合は「身寄り なし」として進めてよいのか
 - ▶ 家族と疎遠、家族と不仲等が理由で家族 からの支援が得られない場合は、家族に 連絡しなくてよいのか
 - ➤ 疾病の治療や QOL の維持・向上のために医療や介護、権利擁護のサービスが必要であるが、本人が制度やサービスの申請を拒否している場合は本人の意思を尊重してよいのか
 - 制度やサービスの申請をするまでには、

制度やサービスの説明、制度の利用の検 討、制度の利用を決定、申請の準備とい うプロセスがあるが、この間の対応はど うするのか

(特に成年後見制度の申立て検討中の 契約行為や金銭管理)

- ▶ 制度やサービスの対象外であるが、支援 が必要な時はどうするか
- ▶ 余命数か月の状況で制度やサービスの 申請準備が間に合わない場合はどうす るのか
- ▶ 患者から委任を受ければ代理行為(特に 預貯金の管理、契約行為、財産処分等) をしてよいのか
- ▶ 患者の意思が確認できない場合に代理 行為(特に預貯金の管理、契約行為、財 産処分等)をしてよいのか
- ▶ 公的な制度やサービスがない場合(洗濯 や付き添い)はどうしたらよいのか
- ▶ 患者に関する情報がなく意思の推定が 困難な時には、医療・ケアチームはどの ように医療の決定をすればよいのか

上記の課題についての法的な解釈や、模範 となる対応方法を示し、「ガイドライン」を 補足していく必要がある。

E. 結論

「ガイドライン」では対応できない課題として、「身寄りのない人」の家族関係や、何らかの理由で制度やサービスが利用できない時の代理行為の法的解釈や、患者情報がない中の医療の倫理的な判断方法等が抽出された。

F. 研究発表

篠原亮次, 山縣然太朗. 「医療現場におけ

る成年後見制度及び病院における身元保証 人の役割等の実態把握研究」報告書の概要と みえてきた課題. 実践 成年後見,,201977: 12-21.

山縣然太朗, 山崎さやか. 「身寄りがない 人の入院及び医療に係る意思決定が困難な 人への支援に関するガイドライン」の概要, 実践成年後見, 2019, (82), 37-44.

山﨑さやか. 身寄りがない人への具体的 対応, 看護, 2019, 71(13), 74-79.

山﨑さやか. 身寄りがない人への対応について看護職が理解しておくべきこと,看護,2019,71(13),68-73.

山﨑さやか. なぜ身元保証が求められるのか, Community care, 2019, 21(14), 56-59.

山縣然太朗,山崎さやか.身寄りのない人、意思決定が困難な人への支援~ガイドライン作成の経緯と活用の指針,地域連携入退院と在宅支援,2021,13(6),49-52.

山﨑さやか,篠原亮次,秋山有佳,山縣然太朗:医療従事者における成年後見制度の認知と理解の実態,第78回日本公衆衛生学会総会,2019年10月25日.

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし